



栃木県公報

令和元（2019）年
12月10日（火）
第62号

目次

告 示

| | |
|--------------------------------------|-----|
| ○予定保安林 | 571 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定 | 572 |
| ○生活保護法による指定介護機関の名称等の変更 | 573 |
| ○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止 | 574 |
| ○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定 | 574 |
| ○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更 | 575 |
| ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定 | 575 |
| ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更 | 576 |
| ○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 | 576 |
| ○知事指定薬物の指定の失効 | 577 |

調達等公告

| | |
|---------------|-----|
| ○入札公告（特定調達公告） | 577 |
|---------------|-----|

告 示

栃木県告示第394号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元（2019）年12月10日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市下遠部字小若女367、369、370、372、375、376
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小若女370（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字小屋野入7818-1、字北ノ内7833、7834-1、7834-2、字朴木沢7840、7841、7844

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小屋野入7818-1・字北ノ内7833(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字中蕨7419、7420、字寝通7423から7429まで、字荒裂7430から7434まで、字龍郷沢7435、字広久保7437、字高畑7439、7440、字中鹿野7441から7444まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中蕨7419・7420・字高畑7439・7440・字中鹿野7441・7442(以上6筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第395号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元(2019)年12月10日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

| 指 定 年 月 日 | 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 居宅介護の 種 類 |
|------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|--------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 平成 28 (2016) 年 10月 1 日 | 株式会社ピノキオ 薬局 | 宇都宮市東宿郷 4-1-17 | 株式会社ピノキオ 薬局自治店 | 下野市祇園 1-13- 2 | 居宅療養管理 指導 |

2 介護予防事業者

| 指 定 年 月 日 | 介 護 予 防 事 業 者 | | 介 護 予 防 事 業 所 | | 介護予防の 種 類 |
|------------------------------|----------------|-------------------|-------------------|------------------|----------------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 平成 28 (2016) 年 10月 1 日 | 株式会社ピノキオ 薬局 | 宇都宮市東宿郷 4-1-17 | 株式会社ピノキオ 薬局自治店 | 下野市祇園 1-13- 2 | 介護予防居 宅療養管理 指導 |

栃木県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元（2019）年12月10日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

| 変 更 年 月 日 | 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 居宅介護の 種 類 |
|-----------------------------|---------------|-----------------------|----------------------|-----------------|------------------------------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 平成 31 (2019) 年 4月 1 日 | 株式会社レオパレス21 | 東京都中野区本町 二丁目54番11号 | あずみ苑ラ・テラス堀米（ラ・テラス堀米） | 佐野市堀米町3143 | 訪問介護 居宅介護支 援 |
| 平成 31 (2019) 年 4月 1 日 | 株式会社レオパレス21 | 東京都中野区本町 二丁目54番11号 | あずみ苑関川（ラ・テラス関川） | 佐野市関川町325- 2 | 通所介護 短期入所生 活介護 居宅介護支 援 |

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

2 介護予防事業者

| 変 更 年 月 日 | 介 護 予 防 事 業 者 | | 介 護 予 防 事 業 所 | | 介護予防の 種 類 |
|-----------------------------|---------------|-----------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 平成 31 (2019) 年 4月 1 日 | 株式会社レオパレス21 | 東京都中野区本町 二丁目54番11号 | あずみ苑関川（ラ・テラス関川） | 佐野市関川町325- 2 | 介護予防短 期入所生活 介護 |

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第397号

次の指定介護機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元(2019)年12月10日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

| 廃止年月日 | 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 居宅介護の種類 |
|-----------------|----------|--------------------------|-----------|--------------|----------|
| | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 令和元(2019)年8月31日 | クオール株式会社 | 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラスタワー37階 | SFC薬局西城南店 | 小山市西城南6-3-13 | 居宅療養管理指導 |

2 介護予防事業者

| 廃止年月日 | 介護予防事業者 | | 介護予防事業所 | | 介護予防の種類 |
|-----------------|----------|--------------------------|-----------|--------------|--------------|
| | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 令和元(2019)年8月31日 | クオール株式会社 | 東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラスタワー37階 | SFC薬局西城南店 | 小山市西城南6-3-13 | 介護予防居宅療養管理指導 |

(保健福祉課)

栃木県告示第398号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年12月10日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|--------------|--------------|-------|-----------------|
| とちぎっ子発達クリニック | 下野市下古山3294-1 | 小黒 範子 | 令和元(2019)年11月1日 |

2 薬局

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|--------|--------------|-----------|-----------------|
| くまのみ薬局 | 小山市西城南6-3-13 | 株式会社フォルマン | 令和元(2019)年11月1日 |

3 指定訪問看護事業者

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|----|-----|------|-------|
|----|-----|------|-------|

| | | | |
|-----------------|---------------------|--------------|-----------------|
| 訪問看護ステーションあやめ野木 | 下都賀郡野木町丸林376-17-103 | 株式会社ファーストナース | 令和元（2019）年11月1日 |
|-----------------|---------------------|--------------|-----------------|

栃木県告示第399号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和元（2019）年12月10日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|-------------------------------|-------------|-----------|-----------------|
| 医療法人社団弘徳会那須訪問診療所 (那須訪問診療所) | 那須塩原市佐野2-19 | 医療法人社団弘徳会 | 令和元（2019）年10月9日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|---------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
| アイン薬局大平店 (レモン薬局) | 栃木市大平町西水代1938-3 | 株式会社アインファーマシーズ (株式会社葵調剤) | 令和元（2019）年8月26日 |

3 指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 変 更 年 月 日 |
|-----------------------|--------------------------------|-----------|------------------|
| 医療法人社団弘徳会訪問看護ステーション那須 | 那須塩原市佐野2-19 (那須塩原市豊浦10-706) | 医療法人社団弘徳会 | 令和元（2019）年11月20日 |

※表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第400号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年12月10日

栃木県知事 福田 富 一

1 病院又は診療所

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|--------------|---------|------------------|
| 荒木医院 | 鹿沼市鳥居跡町995-1 | 荒木 純一 | 令和元（2019）年11月15日 |
| とちぎっ子発達クリニック | 下野市下古山3294-1 | 小黒 範子 | 令和元（2019）年11月1日 |

2 薬局

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 指 定 年 月 日 |
|--------|--------------|-----------|-----------------|
| くまのみ薬局 | 小山市西城南6-3-13 | 株式会社フォルマン | 令和元（2019）年11月1日 |

3 指定訪問看護事業者等

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|-------------------|---------------------|--------------|------------------|
| 訪問看護ステーションあやめ野木 | 下都賀郡野木町丸林376-17-103 | 株式会社ファーストナース | 令和元(2019)年11月1日 |
| クラシオテラス訪問看護ステーション | 日光市今市本町21-10-2 | 株式会社サンハート | 令和元(2019)年11月22日 |

栃木県告示第401号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

令和元(2019)年12月10日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 変更年月日 |
|----------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
| アイン薬局大平店 (レモン薬局) | 栃木市大平町西水代1938-3 | 株式会社アインファーマシーズ (株式会社葵調剤) | 令和元(2019)年8月26日 |
| セイムスケヤキ薬局 (ケヤキ薬局) | 宇都宮市駒生町3367-176 | 株式会社富士薬品 | 令和元(2019)年11月5日 |

2 指定訪問看護事業者等

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | 変更年月日 |
|--|--------------------------------|----------------|------------------|
| 医療法人弘徳会訪問看護ステーション那須 | 那須塩原市佐野2-19 (那須塩原市豊浦10-706) | 医療法人社団弘徳会 | 令和元(2019)年11月20日 |
| 合同会社メディカルサポート翼訪問看護ステーションつばさ (訪問看護ステーションつばさ) | 下野市小金井3009-88 | 合同会社メディカルサポート翼 | 令和元(2019)年11月15日 |

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第402号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年12月10日

栃木県知事 福田 富一

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | 指定の年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|------------------|---------|--------------------------|-------------------------|----------------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 0950200238 | ぼかぼか広場 足利 | 足利市福居町 1599-1 | 株式会社iSC | 足利市福居町 327ピアステージ足利103 | 令和元 (2019)年 12月1日 | 児童発達支援 放課後等デイサービス |

| | | | | | | |
|------------|------|-------------|------------|---------------|-----------------|------------|
| 0952700029 | オリビア | 芳賀郡益子町山本702 | 株式会社益子マインド | 宇都宮市清原台4-22-8 | 令和元（2019）年12月1日 | 放課後等デイサービス |
|------------|------|-------------|------------|---------------|-----------------|------------|

（障害福祉課）

栃木県告示第403号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元（2019）年12月10日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 指定の失効した知事指定薬物の名称
1 - （ベンゾフラン-6-イル）-N-エチルプロパン-2-アミン（通称名6-EAPB）及びその塩類
- 2 指定の失効の理由
当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。
- 3 指定の失効の日
令和元（2019）年11月24日

（薬務課）

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年12月10日

栃木県下水道管理事務所長 菊 池 浩

I

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務件名 巴波川流域下水道巴波川浄化センター包括的維持管理業務委託
 - (2) 委託業務内容 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 令和2（2020）年4月1日（水）から令和5（2023）年3月31日（金）まで
 - (4) 履行場所 栃木県栃木市城内町2-57-62 巴波川浄化センター 外
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
 - ウ 令和2（2020）年2月14日（金）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
 - オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を平成26（2014）年度以降に2年以上元請として履行した実績（共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。）を有する者であること。（なお、平成29（2017）年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。）
 - (ア) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。

(ア) 総括責任者 下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。

(イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。

キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。

ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。

オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。

カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。

キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。

ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 TEL0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元(2019)年12月10日(火)から令和2(2020)年1月14日(火)までの日(土曜日、日曜日、祝日、令和元(2019)年12月30日(月)、同月31日(火)、令和2(2020)年1月2日(木)及び同月3日(金)を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和2(2020)年2月14日(金)午前10時(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、同月13日(木)午後3時までに、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 令和2(2020)年2月14日(金)午前10時 栃木県下水道管理事務所会議室

(4) 入札方法 1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けること。

ア 資格参加申請書類の提出期間 令和元(2019)年12月20日(金)から令和2(2020)年1月16日(木)までの日(土曜日、日曜日、祝日、令和元(2019)年12月30日(月)、同月31日(火)、令和2(2020)年1月2日(木)及び同月3日(金)を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで

イ 提出場所及び提出方法 (1)の場所に持参又は郵送

ウ 審査結果の通知 令和2(2020)年1月17日(金)に申請者へ入札参加資格審査結果通知書を郵送

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定（ただし、同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。）により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、業務履行の確実性や入札価格の積算根拠等について調査を行うことがある。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 令和2（2020）年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Uzumagawa Purification Center for work on the Uzumagawa River Basin Sewers.

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

10:00 a.m., February 14, 2020

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

3:00 p.m., February 13, 2020

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

II

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター包括的維持管理業務委託

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 令和2（2020）年4月1日（水）から令和5（2023）年3月31日（金）まで

(4) 履行場所 栃木県日光市町谷1818 鬼怒川上流浄化センター 外

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 単独企業の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。

ウ 令和2(2020)年2月14日(金)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ 水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)に基づく登録者であること。

オ 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場等の運転操作業務を平成26(2014)年度以降に2年以上元請として履行した実績(共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。)を有する者であること。(なお、平成29(2017)年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。)

(ア) 標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設又はそれと同等以上の処理方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。

(ア) 総括責任者 下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。

(イ) 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。

キ 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。

ク 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体の資格要件は、次の要件を全て満たす者であること。

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 共同企業体の運営形態が、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

ウ 共同企業体の各構成員の出資比率が、構成員数が2者の場合は30パーセント以上、構成員数が3者である場合は20パーセント以上であること。

エ 共同企業体の代表者の出資比率が、他の構成員の出資比率より大きいこと。

オ 共同企業体の各構成員が、(1)アからウまでに掲げる要件を全て満たしている者であること。

カ 共同企業体の代表者が、(1)エ、オ及びキに掲げる要件のいずれも満たしている者であること。

キ 共同企業体として(1)カに掲げる要件を満たしていること。

ク 各構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 TEL0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元(2019)年12月10日(火)から令和2(2020)年1月14日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日、令和元(2019)年12月30日(月)、同月31日(火)、令和2(2020)年1月2日(木)及び同月3日(金)を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和2(2020)年2月14日(金)午前10時30分 (1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、同月13日(木)午後3時までに、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 開札の日時及び場所 令和2(2020)年2月14日(金)午前10時30分 栃木県下水道管理事務所会議室

(4) 入札方法 1(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けること。

ア 資格参加申請書類の提出期間 令和元（2019）年12月20日（金）から令和2（2020）年1月16日（木）までの日（土曜日、日曜日、祝日、令和元（2019）年12月30日（月）、同月31日（火）、令和2（2020）年1月2日（木）及び同月3日（金）を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで

イ 提出場所及び提出方法 (1)の場所に持参又は郵送

ウ 審査結果の通知 令和2（2020）年1月17日（金）に申請者へ入札参加資格審査結果通知書を郵送

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定（ただし、同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。）により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、業務履行の確実性や入札価格の積算根拠等について調査を行うことがある。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 令和2（2020）年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Consignment of Total Management/Maintenance of the Kinugawa Joryu Purification Center for work on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers.

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

10:30 a.m., February 14, 2020

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

3:00 p.m., February 13, 2020

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和2（2020）年4月1日（水）から令和3（2021）年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所 栃木県宇都宮市茂原町768 下水道資源化工場

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、施設管理の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 令和2（2020）年2月14日（金）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2014）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者であること。
- (5) 地方公共団体の溶融炉施設の運転操作業務を平成23（2011）年度以降に2年以上元請として履行した実績（共同企業体の構成員として総括責任者を配した業務の実績を含む。）を有する者であること。（なお、平成29（2017）年度以降に受注した地方公共団体の上下水道又は一般廃棄物処理施設の運転操作業務において、契約期間中における契約解除の事実がない者に限る。）
- (6) 次に掲げる者を履行場所に専任で配置できる者であること。
 - ア 総括責任者 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に定める資格を有する者であり、下水道終末処理場等の運転操作業務において2年以上総括責任者又は副総括責任者として従事した経験を有する者であること。
 - イ 副総括責任者 下水道法第22条第2項に定める資格を有する者であること。
- (7) 業務を実施するための業務計画書が作成できる者であること。

3 入札の手續等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159
栃木県下水道管理事務所総務課 TEL0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
令和元（2019）年12月10日（火）から令和2（2020）年1月14日（火）までの日（土曜日、日曜日、祝日、令和元（2019）年12月30日（月）、同月31日（火）、令和2（2020）年1月2日（木）及び同月3日（金）を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の受領期限及び提出場所 令和2（2020）年2月14日（金）午前11時 (1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、同月13日（木）午後3時まで、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
 - イ 開札の日時及び場所 令和2（2020）年2月14日（金）午前11時 栃木県下水道管理事務所会議室
- (4) 入札方法 1(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認を受けること。
 - ア 入札参加資格確認申請書類の提出期間 令和元（2019）年12月20日（金）から令和2（2020）年1月16日（木）までの日（土曜日、日曜日、祝日、令和元（2019）年12月30日（月）、同月31日（火）、令和2（2020）年1月2日（木）及び同月3日（金）を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで

イ 提出場所及び提出方法 (1)の場所に持参又は郵送すること。

ウ 審査結果の通知 令和2（2020）年1月17日（金）に申請者へ入札参加資格審査結果通知書を郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定（ただし、同項第4号中「又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社」を除く。）により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号に規定する履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1とする。

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、業務履行の確実性や入札価格の積算根拠等について調査を行うことがある。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 令和2（2020）年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Operations Consignment by the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

11:00 a.m., February 14, 2020

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

3:00 p.m., February 13, 2020

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(都市整備課)